

平成 30 年度受付分
調査を中止した事例（要約）

～ 目 次 ～

(1) 生活保護の転居費用（要約）……………2

※ 苦情申立ての趣旨については、個人情報保護の観点及び未調査により事実確認できていないため、要約を掲載しております。

※ 個人情報保護の観点から、一部の文言や図などは公表しておりません。

(1) 生活保護の転居費用 (要約)

【苦情申立ての趣旨】

私は、現在、生命や身体に危害を加えられるおそれがあるため、平成30年3月、〇〇区保護課長及び職員に対し、「早急に〇〇(県外)の保護施設に転居し、生活保護も受給したいので手続きしてほしい。」旨相談した。しかし、「警察に保護が必要と言われれば、移住の手続きができるが、そうでなければ、転居先の役所で自分が手続きするように。」などと言って、何もしてくれなかった。また、「自分で家を探して引越業者の見積もりを数か所とって提出するように。」と転居費用の申請書類等を渡されたが、転居先で生活保護を受給できないなら、そもそも引っ越すことは不可能なのにおかしいと思った。

同日、保護管理援護課へ行き、相談したが、「手続きするかは警察の要請次第。」とのことだった。

そこで、翌日、〇〇警察署へ行き相談したが、署員は、〇〇区保護課へ「保護しなくていい。」と伝えたようだった。警察署からの回答を受けた〇〇区保護課職員は、再度「警察の要請がないから手続きはしない。」と言ってきた。

同月、再度、保護管理援護課へ相談に行ったが、「〇〇区保護課が手続きしないと言っているなら手続きは無理だ。」と言った。納得できず、そのまま市長室へ行ったところ、秘書課職員が保護管理援護課へ一緒に行って話をしてくれたが、保護管理援護課はきちんと話も聞かずに途中でどこかへ行ってしまった。

私は、生命や身体の危険があるので、〇〇の保護施設へ転居し、転居先でも生活保護を受給することを希望しており、市に早急に手続きしてほしい。また、〇〇区保護課や保護管理援護課の職員の対応は不誠実で納得できない。

【中止の理由】

平成30年6月〇日、苦情申立人から苦情申立てが取り下げられたため。